平成２９年度

茨木市立福井小学校いじめ防止基本方針

（いじめの定義）

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

（学校教育目標）

（１）よく考え進んで学ぶ子　【知育】
（２）認め合い高まり合う子　【徳育】⇒心を育て、個性を伸ばす学校に！
（３）心も体もたくましい子　【体育】

１　いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第 13 条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら､学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに､いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

２　いじめの防止等のための基本となる事項

（１）基本施策

①学校におけるいじめの防止

児童等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ア　絆づくり、居場所作り、集団作りの取組みの推進
・ペア学級交流
・交歓給食
・校内人権週間
・あいさつ運動

イ　わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む
校区の中学校定期試験に合わせて家庭学習に取り組む週を設け、家庭と協力しながら学習の振り返りをする。

ウ　障がいのある児童等への理解を深め、すべての児童等にとって安心・安全な学校作りの推進

エ　規範意識の醸成（道徳教育の推進）【道徳教育を全ての教科の要として取り組む】
「福井小学校のきまり」「校内のきまり」「１００点ふでばこ」「学習の用意」
「月目標の掲示」

オ　「生活リズム名人」を年間５回１週間の取り組みをし、生活の立て直しを意識づける。

カ　児童会活動の活性化、体験活動の充実

キ　いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」を休み時間に放送で流す。

ク　いじめ防止リーフレット（市教委作成）の活用・・毎学期「いじめアンケート」を実施する時に活用。保護者には啓発プリントと共に配布。

ケ　いじめ未然防止のために・・・『明日がくる』の文庫本の購入。４年生・５年生・６年生の教室に１冊ずつ置く。

コ　各学期の終業式・修了式に生活指導部で休み中の生活について指導する。

②　いじめの早期発見のための措置

ア　いじめ調査等
・児童対象　生活アンケート　年３回学期末に実施（７月、１１月、２月）
・教育相談週間の設定

イ　いじめ相談体制
・相談体制の整備　【窓口：生活指導コラボレーターが必要なところへ呼びかけ対処する】
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用。

ウ　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
・児童への情報モラル教育・・・教育センターの携帯電話やインターネットのモラルに関するビデオを利用

エ　保護者への啓発
・『いじめ防止リーフレット』（市教委作成）を配布する。

（２）いじめ防止等に関する措置

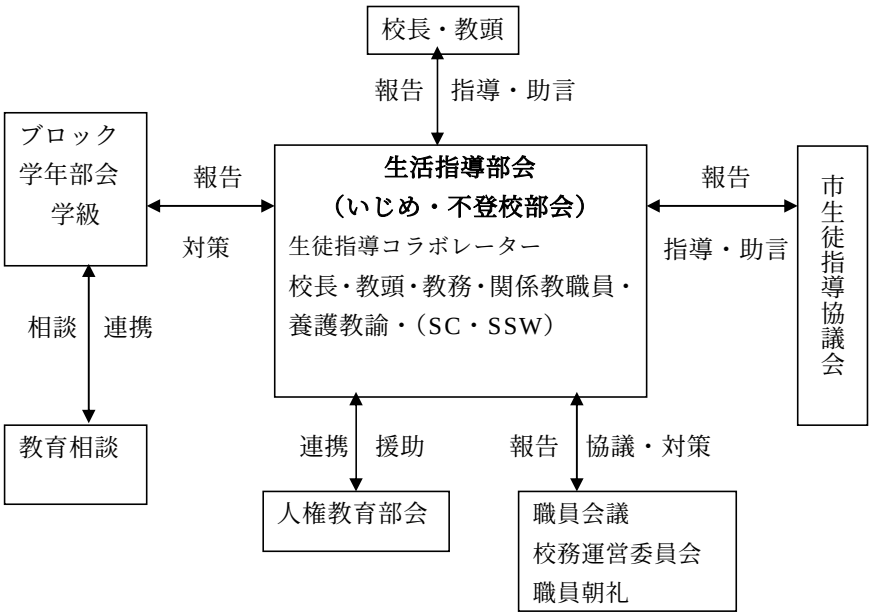
①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

＜構成員＞　チーフ　生徒指導コラボレーター

校長、教頭、教務、関係教職員、養護教諭、

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、

生活指導体制



＜活動＞

・いじめ防止に関すること

・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

・いじめ事案への対応に関すること・・・生活指導部の組織を通し、関係者、人権部会をリンクさせる。

・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深める。

・いじめアンケートを実施する前にアンケートの取り方の手順を全職員に配布し共通理解したうえで実施する。

・複数で聞き取る。

・個人で動かないで組織で対応する。

＜開催＞

・月１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

・職員朝礼時に児童実態交流をする。

②いじめに対する措置

ア　いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ　いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生起した場合には、特段の配慮をもって対処する。

ウ　速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発防止の取組に関すること。

資料１　いじめ防止等に関する年間計画

茨木市立福井小学校

平成29年度　いじめの防止等に関する年間計画

	学校	児童	保護者	地域･その他
4月	生活指導年間計画		参観･懇談	
5月		生活リズム名人① あいさつ運動①	家庭訪問	
6月	児童実態交流	生活リズム名人② ペア学級遊び	土曜参観	教育相談担当者会 学校協議会①
7月		平和を考える日 いじめアンケート ペア学級計算タイム	個人懇談	
8月	校内研修（職員）			
9月			運動会	教育相談担当者会
10月		生活リズム名人③ あいさつ運動② ペア学級あそび		学校協議会②
11月	校内人権週間	いじめ防止キャンペーン スマイル週間 生活リズム名人④ あいさつ運動③ いじめアンケート	参観･懇談	教育相談担当者会
12月		ペア学級読み聞かせ 学校教育自己診断	個人懇談	いじめ不登校シンポジウム
1月		チャイルドカーニバル		教育相談担当者会
2月	児童実態交流	生活リズム名人⑤ あいさつ運動④ いじめアンケート	参観･懇談	
3月	検証･総括			学校協議会③

いじめ防止対策委員会（定例）